

国立大学教育研究評価委員会（第42回）議事録

1. 日 時 平成27年12月1日（火） 15:00～17:00

2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室

3. 出席者

（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、河野委員、小畑委員、
相良委員、杉山委員、関本委員、豊田委員、中島委員、福山委員
（事務局）野上機構長、岡本理事、山田理事、武市研究開発部長、山本客員教授、
林准教授、鎌塚評価事業部長、小山田評価企画課長 外

議 事

- (1) 国立大学教育研究評価委員会（第40回、第41回）の議事について（報告）
- (2) 国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の選考について
- (3) 意見申立について
- (4) 報告事項
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

・第40回、第41回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、議事に入ります。なお、本日は人事にかかる議題がありますので、その議題は資料を含め非公開とさせていただきます。

事務局から配付資料の確認をお願いします。

● 議事次第に基づき、配付資料の確認をお願いします。

本日、資料は資料1から資料14までとなっています。この他、基礎資料として、本委員会の基礎資料ファイル、第2期中期目標期間における「評価実施要項」等用意しています。

○委員長 それでは、資料1は、「国立大学教育研究評価委員会委員名簿（平成27年7

月現在)」です。

資料２－１は「国立大学教育研究評価委員会（第４０回）議事録（案）」、資料２－２は書面審議にて開催した「国立大学教育研究評価委員会（第４１回）議事要旨（案）」となっています。

資料３－１は「ワーキンググループの設置について」、資料３－２は「国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループ委員名簿」です。

また、資料４－１は「専門委員選考委員会の設置について」です。資料４－２が「国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会委員名簿」です。本資料をもって報告とします。

国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者の選出については評価終了まで非公開とします。

次に意見申立について検討することとします。これより委員会を公開とさせていただきます。

意見申立については、その方向性等について、ワーキンググループにて検討を進めていただいています。ワーキンググループ主査より、報告をお願いします。

○ それでは、ご報告いたします。評価においては、その評価報告書を確定する前に、各国立大学法人等に評価結果に対して意見を申し立てる機会を設けることとしています。その申立てに際しての対象、対応等についてワーキンググループにおいて検討を行ってきました。

その検討結果についてまとめたものが資料６「意見申立について（案）」となっています。詳細は事務局から説明をお願いします。

● それでは、事務局から資料６について説明します。

まず、第１期の状況です。意見申立の対象については、評価結果（案）の内容に事実誤認があるものと、字句修正の必要があるものとしていました。そして、実績報告書に記載された内容以外の新たな資料の提出は認めず、評価の段階に対する疑義や、評価方法に対する意見も対象外としていました。

資料６の裏面になりますが、このような制限を加えたことにより、第１期においては、法人より「機構が意見申立を受け付けない」といったご意見が文部科学省に寄せられました。

なお、文部科学省では、意見申立の内容について、特段の制限を設けていなかったとい

うことです。

その際の法人への通知文を参考に付けています。参考 1 が機構が評価結果（案）を法人に通知した際の文書、参考 2 が文科省が評価結果（原案）を法人に通知した際の文書となっています。

これらの状況を踏まえて、ワーキンググループ案として、文部科学省の国立大学法人評価委員会と同様、事実誤認等、特段の意見があれば、意見申立を受け付けることとし、意見申立審査会において審議することとしてはどうか、それから、第 1 期と同様、追加資料の提出については認めないとしてはどうかということです。すなわち、意見申立については、第 1 期より受け付け要件を緩和して、段階そのものに対する疑義や評価方法に関する意見を明示的には排除しないという取り扱いにとしてはどうかということです。

追加資料については、実績報告書等に関連記載がなく、新たな事実を示すこととなるような追加資料の提出は認めないとしてはどうかということです。

ワーキンググループでの審議状況は以上です。

○委員長 説明のありました意見申立について、ご審議のほどよろしくお願いします。

これは文部科学省の決定通りに行うものではないのですか。

● 第 1 期において、当機構は、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受けて、教育研究面の評価を実施しています。段階そのものという表現にあるように 5 段階で判定すること、それから学部研究科ごとの水準評価や質の向上度などの現況分析、これを実施するといった評価の仕組みそのものについては、文科省評価委員会の決定に基づくものということから、当機構がお答えする立場にはないというニュアンスも含まれていました。

○ 意見申立審査会はどこに設けられる、どういう性格の組織ですか。

● 当機構の国立大学教育研究評価委員会のもとに置かれる形になります。

あらかじめ申立審査会については設置をしておき、申し立てのスキーム自体は評価のプロセスの中に組み込まれていますので、申立審査会においても、機構の評価組織の中に位置づけて設置をすることになります。

○ 「本委員会のもとに設けられる意見申立審査会にて審議を行う」等明記した方が良いのではないですか。

○委員長 組織図があればわかりやすいが、何かありますか。

● 意見の申し立てについては、9 ページに、評価報告書を確定する前に、報告書（案）

を各国立大学法人に通知して、その内容に対して各法人から意見申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議の上で評価報告書を確定すると明記されています。その審議に当たっては、評価委員会のもとに意見申立審査会を設け、必要に応じた関係する部会、グループの意見を聴取して、意見申立審査会にて内容を見て、評価報告書を確定していくという動きになっています。

● 組織図等については、5 ページ目に評価の実施体制が記載されていますが、意見申立審査会が組織図上には掲載されていないため、意見申立審査会の位置づけというのを、機構内で検討します。

○委員長 意見申立審査会の委員は既に決まっていますか。

● これから検討します。

○委員長 審議事項は以上です。

報告事項に移ります。報告事項はテレビ会議によるヒアリングについて、評価者研修会の実施について、学系ごとの教育・研究水準の評価に係る参考例について、学部・研究科等の現況分析の単位について、データ分析集について、第3期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請について、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合についてです。事務局から説明をお願いします。

● 資料7「ヒアリングにおけるテレビ会議システムの活用について」をご覧ください。第2期の評価においては、訪問調査は行わず、原則ヒアリングで対応することとしており、ヒアリングの実施方法として当機構ではテレビ会議システムを活用することを検討してきました。その状況について報告します。

まず、各法人の実態を把握するために、法人に対してテレビ会議システムの導入状況をアンケートしました。このうち、ヒアリングの実施時期である、平成29年の1月中下旬にテレビ会議システムを利用できるかどうかということについては74法人が利用が可能という回答でした。

アンケートの結果から、まずは接続テストを行い、映像や音声に不具合がないかを確認するとともに、今後、各法人に改めてヒアリングの実施方法について意向を確認していく予定です。

なお、ヒアリングで実施するか、あるいは訪問調査等で実施するかについては、評価作業の過程でそれぞれの達成評価のチーム会議でのご議論を踏まえ、最終的には本委員会でも個々の法人ごとに決定をいただくことになります。

続いて、資料 8「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価（第 2 期中期目標期間）評価者研修会概要」をご覧ください。来年度の評価実施に向けて、来年の 2 月から 3 月にかけて達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織のそれぞれの担当の先生方に対して、評価の研修会を実施します。研修の内容としては、評価の概要と留意点、評価における参考資料の取り扱いについて、評価作業手順などについて、説明したいと考えています。

各評価組織ごとに 2 回ずつ研修会を開催する予定です。

資料 9「教育・研究水準の学系別評価基準のあり方にかかる調査研究報告書」をご覧ください。現況分析において学系ごとに、専門分野ごとの特性を考慮しつつ、教育研究の水準を適切に分析できるよう、現況調査表に法人が記載する際の例を示すため、機構の研究開発部において、検討を進めてきたものです。作成予定の全分野が整い、報告書という形で取りまとめたので報告します。

なお、参考例については、評価者研修会においても活用する予定です。

続いて、資料 10「学部・研究科等の現況分析の単位について」をご覧ください。現況分析の単位については、文部科学省が各法人の意向を踏まえつつ決定しているものであり、その決定の通知が、参考 1 です。この文部科学省からの通知に基づき、機構の評価組織として、10 の学系に分けて分析を行うことになっています。いずれの学系区分で評価を受けたいか、改めて各法人に意向を確認しました。

参考 2 により各法人に照会し、その意向を踏まえ、別紙 1 の通り振り分けを決定しました。結果、各法人から出されたものが、別紙 1 です。全て法人からの意向に基づいて整理をしています。また、各法人にはこの振り分け結果を通知しています。

続いて、資料 11「データ分析集及び入力データ集（平成 22～27 年度分）の提供について」です。こちらを評価する際に、評価者の参考資料として活用する予定です。また、各法人の自己評価にも活用してもらえよう、各法人にも同じデータを提供したところです。

1 期との変更点は、資料 11 のデータ分析集に経年変化のデータを新たに追加しています。また第 1 期においては当該法人分のデータしか活用できませんでしたが、第 2 期においては各法人のデータを共有し、お互いに相互で活用できるようになっています。

2 ページ目の参考 1 は各法人にデータ提供した際の文書です。現在、各大学にデータ分析集、入力データ集を提供し、データに誤りがないか最終確認を行っています。その後、データを改めて集計し、法人、及び評価者にデータを提供していく予定です。

3 ページ目の参考 2 は入力データ集に登録されているデータの一覧になっています。

5 ページ目の参考 3 はデータ分析集の指標一覧です。4 4 の指標に関して、データ分析集を作成しているということで、参考 2 の入力データ集から作成されている分析集ということになります。

参考 4 はデータ分析集の分析結果イメージで、7 ページ目が経年変化のデータです。

8 ページ目が学系別のデータという形になっています。こういった分析集を各法人に現在提供しています。

続いて、資料 1 2 - 1 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施について（要請）」をご覧ください。文部科学省の国立大学法人評価委員会から当機構へ要請がなされたもので、第 3 期の中期目標期間の教育研究の状況にかかる評価の実施要請の文書です。第 3 期においては第 2 期の評価実施を踏まえ、効率的・効果的に行えるよう評価方法を検討すること。中期目標の達成状況の評価においては、学部・研究科等の質の向上の状況を含む水準の評価結果を十分に活用すること。大学ポートレートや認証評価の資料・データを活用することなどが求められています。

資料 1 2 - 2 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」です。2 期からの変更点として、当機構が行う評価については、水準評価と質の向上度を分けて評価するようなスキームにはなっていないということです。

それから、スケジュールのところで中期目標期間終了の前々年度の評価があります。以上が大きな変更点として挙げられるところです。

最後に資料 1 3 「大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合」になります。来年 4 月 1 日に当機構は国立大学財務・経営センターと統合します。統合の目的については、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施するためとしています。

新法人の名称は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となり、新法人は両法人の現行業務を引き継ぐこととなっています。

したがって、来年度実施する国立大学法人の教育研究評価においても、新法人が実施することとなります。法人統合に伴いまして、本委員会についても名称が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会と変更になります。

なお、委員の皆様においては、任務、勤務様態、報酬等に変更がないため、解職、再委

嘱の手続は行わないこととさせていただきたいと考えています。

報告事項については以上です。

○委員長 何かご意見、ご質問等ございますか。最初のテレビ会議について、実施は大学から希望するのか、また、教育環境のチェック等はどのように行うのですか。

● テレビ会議は法人の意向を確認し、個別に調整を行っていく予定です。第2期においては認証評価の結果を活用することとしているため、認証評価で訪問調査を行い、教育環境は見ていることから原則訪問調査は行わないこととなっています。

○ 大学評価・学位授与機構の研究として、評価の効果、あるいは費用対効果の研究は行っているのですか。

● 研究開発部として、現在まで費用対効果ということについて、特に研究しているわけではありませんが、今回の評価に当たって、現況分析に係り、法人と機構双方のコスト削減も視野に入れた形で参考例の公表を行っています。

来年度評価を実施したとき、あるいはこれを行うときにどのぐらいの費用対効果の改善が見られるかということについては、データの蓄積を図り、その検証を行いたいと考えているところです。

また、認証評価と法人評価の重複感をなくすような今後のあり方については提案できるような形の検討を行っているところです。

○ 研究力をはかる上で、評価する上で、研究時間、各研究者がどれだけ研究に時間をかけているかということが非常に大きなファクターの1つになっているということがあるが、そういったデータを恒常的に集めて評価することは出来ないか。各大学のデータ分析資料一覧に研究時間、エフォート調査、あるいはタイムスタディなどのデータを収集すれば、より分析が精緻になるのではないか。また、財務データとの統合、をやっていただける可能性があるかどうか。そのあたりのことについて、今後、学位授与機構でやっていただくことは可能でしょうか。

● すでに収集しているデータを用いた分析を行うような作業、あるいは指標の設定等は今後も機構で行っていきませんが、他の機関で集められているデータにどのようなものが関連情報として存在するかということを現在調査しています。そういうデータと機構が保有している情報等を統合して分析を行うような仕組みを研究開発部で現在試行していますが、実施は機構でできる範囲もあれば、他の機関、他の組織でできるようにということもあると考えています。

○ 機構ができなければ他の国の機関等でも構わないが、特に研究時間の情報を毎年とっていくような仕組みづくりをしてほしいと思っています。

○委員長 研究時間が長いことが必ずしも研究の質を示すわけではないということも重要ではないかと思います。

○ 大学病院では幾つかの手法を組み合わせ、研究時間の数字から人件費を計算し、国立大学法人の財務諸表に金額として載せています。OECDも研究時間について、FTEを計算して載せており、誤差はあっても、FTEのデータと例えば論文数が極めて高い相関をする等の結果を得ています。難しい面があるとは思いますが、国で大学病院に課しているようなことを全体にも課してもらおうとデータが集まるのではないかと考えています。

○委員長 統合による名称変更に伴い、本委員会による決定が行われている規則等についても該当部分を改正する必要があります。形式的な修正のため、改正については事務局に一任し、改正の結果は、統合後の最初の本委員会にて報告させていただきたいと思います。

それでは、今後のスケジュールを事務局からご説明をお願いします。

● 資料14「今後のスケジュール（案）」をご覧ください。今後のスケジュールですが、2月から3月にかけて国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修会を実施します。本委員会の開催については、緊急の審議事項がなければ、今年度においては開催せず、来年度の評価作業がスタートする前に評価実施に係る懸案事項等について、審議いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。